

# 令和5年度山口県公立学校教職員公募型人事異動制度の手続

## 公募校の決定・発表

公募希望校  
申請

- 公募を希望する校長は、申請書を県教委に提出（※1）  
[締切 11月11日]

申請書の内容 申請理由、学校の特色、学校が求める教職員、公募人数等、論作文題  
公募教科・人数等 公募校において適正に定める

- ※1 市町立学校は、市町教委を経由して教職員課人事企画班へ提出  
県立学校及び下関商業高等学校は、直接、教職員課人事企画班へ提出

県教委  
審査  
決定  
公表

- 県教委は、審査会を開催し、当該年度の公募校を決定
- 県教委は、公募校の募集要項を作成し全校に通知及びHP等で周知

## 出願

教職員  
出願

- 出願の相談があった場合、所属校の校長は公募校の校長（市町立学校にあっては所管するそれぞれの市町教委を経由）に受入状況等を事前照会
- 出願する教職員は、「異動についての調査票」の提出に併せて、「出願申請書」、「論作文」を所属校の校長に提出
- 所属校の校長は、「出願申請書」、「論作文」、「異動についての調査票の写し」、「副申書」を公募校の校長（市町立学校にあっては所管するそれぞれの市町教委を経由）に提出  
[締切 1月20日]

出願要件 ◇ 年度末の時点で現任校に3年以上継続勤務する教職員（教諭、養護教諭（※2））  
※2 教諭・養護教諭として異動する事務局職員等を含む  
◇ 出願する校種・教科に必要な教育職員免許状を有すること  
(校種等を越えた出願可。特別支援学校への出願は、特別支援学校教諭免許状を有すること)  
◇ 1人1校に限る

- 公募校の校長は出願状況を提出締切日以降、速やかに県教委に報告（「出願状況報告書」）（※3）  
※3 市町立学校は、市町教委を経由して義務教育課地域支援・人事班へ提出  
県立学校及び下関商業高等学校は、直接、教職員課人事班へ提出

## 選考

公募校の校長  
書類選考  
面接  
最終選考  
具申

- 公募校の校長は、提出された書類を資料として書類選考し、結果を所属校の校長（市町立学校にあっては所管するそれぞれの市町教委を経由）を通して出願教職員に連絡（書類選考により選考された者には面接する日時を連絡）
- 面接は、公募校の校長が実施
- 選考は、出願教職員の意欲、能力、適性、実績を判断し、公正に実施
- 公募校の校長は、「意見具申書」により県教委（市町立学校にあっては所管するそれぞれの市町教委を経由）に具申  
[提出期間 1月23日から2月3日まで]（※3）
- 公募校の校長は、意見具申提出後、選考結果通知書により所属校の校長（市町立学校にあっては所管するそれぞれの市町教委を経由）に選考結果を連絡
- 所属校の校長は出願教職員に最終選考結果を連絡

具申内容 配置候補者の有無及び希望順位

## 異動

県教委・市町教委  
異動

- 県教委及び市町教委は、公募校の校長の具申を十分考慮して定期人事異動を行う。
- 最終的な結果の通知は、異動（配置）をもって代える。